

# Modification of the training school law

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/41135">http://hdl.handle.net/2297/41135</a>

# 少年院法改正について

大 貝 葵

## 1. はじめに

2014年6月11日新たに新少年院法が公布された。1949年に先の少年院法が施行されて以来の大幅な改正となった。改正の直接的な契機は、2009年4月に、広島少年院における不適正処遇<sup>1</sup>が発覚したことである<sup>2</sup>。ただし、2006年以降、受刑者や成人の未決拘禁者の処遇に関する法律が制定されたことを受け、少年院法改正及び少年鑑別所法の制度の改正が求められ、2008年2月から始まった勉強会が今回の少年院法改正への足掛かりともなっている<sup>3</sup>。広島少年院における事案を受けて、2009年10月、(当時の)法務大臣千葉景子氏による広島少年院視察をふまえ、同年12月、千葉氏の号令のもと有識者会議が立ち上げられた。2010年1月から12月にかけて、計15回にわたる有識者会議の後、同年12月に、少年矯正を考える有識者会議提言(以下提言と略す)が提出された<sup>4</sup>。その後、2012年180回通常国会において法案が提出された。しかし、民主党政権下でのこの法案は、2012年12月の選挙による政権交代のためいったん廃案となる。その後、2014年改めて内閣より第186回通常国会へ少年院法案が提出され、

1 広高平22・5・13高等裁判所刑事裁判速報集(平22)号153頁、広高平22・6・24高等裁判所刑事裁判速報集(平22)号155頁、広高平23・6・30

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/514/081514\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/514/081514_hanrei.pdf)(2014年10月28日)

2 前川直樹「少年矯正制度の更なる充実に向けて—少年院法案、少年鑑別所法案—」立法と調査327号(2012)14頁。

3 前川同上、大口康郎「矯正局における少年院法勉強会の活動について」刑政120巻12号(2009)14-21頁、武内謙治「少年をめぐる法改正の動向」日本犯罪社会学研究38号(2013)189-190頁、鮎川潤「少年犯罪関係」刑法雑誌53巻3号(2014)485頁。但し、武内については、法案段階での紹介となっている。

4 有識者会議の議事録及び提言については、

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003.html>参照(2014年9月9日)。

同年5月に衆議院にて、同年6月に参議院において可決され、同年6月11日に公布された<sup>5</sup>。

今回は、少年院法改正に向けた有識者会議及び提言を経て、新少年院法では何が目指され、それがどこまで実現されたのかという観点を中心に、主な改正点を、有識者会議及び提言、その後出された要綱素案、並びに、新少年院法を中心に比較しつつ、法律の概要を紹介する<sup>6</sup>。

## 2. 有識者会議及び提言の内容－新少年院法に求められたもの－

2010年提言において示された「少年矯正が当面する諸課題」として、次の6点が指摘されている。第1に、「不適正処遇の徹底防止」（少年矯正を考える有識者会議提言6頁：以下提言〇頁と略す）である。この点、不適処遇の背景にある、指導職員の人権意識の問題や、幹部職員の監督の在り方を含む処遇体制の問題が確認されている。加えて、在院者による不服申立て制度の充実が必要であるとされる。第2に、「最近の少年の特性等により的確に対応するべき処遇体制及び関係機関との連携の問題」（提言7頁）が示されている。提言は、全国少年院職員に対する意識調査において、処遇困難者の増加がみられると回答しているものが34%に上るとする他、職員の不足も指摘する。第3に「再非行防止に向けた社会の強い要請」（提言8頁）が挙げられている。すなわち、治安の回復、安全・安心な社会の実現のために、再入院者の再非行要因に焦点をあてた再非行防止のための指導が、矯正施設に対しても要請されるのだとする。第4は、「職員の確保・育成上の問題」（提言9頁）であり、職員の人権意識向上の必要性が指摘される。同時に、少年の社会復帰を支援するケースワーカー的技量を職員が身につける必要性も高まっているとする。第5に「処遇環境・執

5 立法の詳しい経緯については、柿崎伸二「少年院法・少年鑑別所法の成立の経緯」ひろば67巻8号（2014）4-10頁参照。

6 その他、有識者会議の提言との比較から、新少年院法の意義を紹介するものとして、廣瀬健二「少年院法・少年鑑別所法成立の意義」ひろば67巻8号（2014）31-40頁、鮎田実「新しい『少年院法』の概要と評価」JCCD112号（2014）20-38頁。

務環境の問題」（提言 10 頁）が挙げられ、設備の老朽化への対応等が急がれるとしている。第 6 に「時代に応じた法令整備の必要性」（提言 10 頁）が示され、在院者の権利義務関係及び職員の権限や処遇課程等、これまで通達により定められてきた事項について、法律に明記することが求められている。

これらの課題を受け、今後の進むべき方向が具体的形で提言に示されている。提言において示されている主な事項を見てみよう。まず、「少年の人格の尊厳を守る適正な処遇の展開」（提言 11－12 頁、13－19 頁）が第 1 の柱となる。このために、一つには、少年の権利・義務関係や職員の権限の明確化、不服申立て制度の整備等を含む施設内の適正化機能の強化が必要である旨示されている。提言は、身体検査、並びに、規律違反を行った少年に対する懲戒の要件及び限界等を法律で明記することを求めている。そして、これらを体系的に整理することにより、職員のあるべき行動基準の明確化も期待できるとする。不服申立て制度については、法務大臣、監査官、矯正管区長への申立ての方式等が試案されている。さらに、不服申立て制度は、在院者に理解されやすく利用されやすいこと、迅速な処理がなされること、公平かつ公正であること、在院者の表現力や理解力の不足が補われること、実効性のある制度であることが必要であるとする。加えて、「どのような在院者にもよくわかる方法を工夫して周知を図るべき」（提言 15 頁）こと、在院者の発達段階に留意し、適切な援助が講じられるべきこと（提言 15－16 頁）、在院者同士のいじめ等の発生防止の観点からも不服申立てが利用できるようにすること（提言 16 頁）といった少年に対する配慮事項が示されている点が注目に値する。もう一つには、第三者機関の創設を踏まえた施設運営の透明性の向上が必要不可欠であるとされた。

次に、「少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開」（提言 12 頁、19－29 頁）が 2 つ目の柱として挙げられている。ここでは、個別処遇の充実、協働態勢による重層的なかかわりの推進、及び、処遇効果検証への積極的取組が求められている。処遇の個別化においては、発達上の課題を抱えた少年、現行の特殊教育課程や医療措置課程とそれ以外の課程とのボ-

ダーラインにいると思われる少年の処遇の一層の充実を図るために、新たな処遇コースの設置を検討するべきとされる。その他、再鑑別の多様化・活性化を前提に、相当長期の収容期間を設定された在院者の施設間移送を積極的に実施すべき等、処遇の個別化そのものの充実及びその内容自体の充実が目指されている。加えて、処遇の効果検証については、本省レベルで定期的に外部専門家、有識者の意見を聴く場を設けること、及び、各種処遇関連データの集積・分析のための物的条件を充実させ、施設が自らを検証し、必要な修正を加え得る体制を整備すべきであることが求められている。

第3の柱として、「高度・多彩な職務能力を備えた意欲ある人材の確保・育成」（提言12頁、29-32頁）が掲げられている。これは、第1の柱を支えるために極めて重要なものであることが確認されている。そこで、具体的には、多彩な人材の採用・確保、職員の育成、研究等の推進、及び、職員が意欲と誇りを持てる執務環境の整備が必要であると指摘される。最も重要な条件整備として必要な職員数の確保が求められ、さらに、少年院及び少年鑑別所において、（児童）精神科医の増配置等も進めるべきとされている。加えて、研修の一層の充実化の必要性が強調されている。

さらに、「適正かつ有効な処遇を支えるための物的基盤整備の促進」（提言12頁、32-34頁）が第4の柱として示されている。施設の老朽化に対応することはもちろん、高密度の教育の充実に反するような施設の大規模化は避けるべきであるとする。加えて、処遇の個別化を推進する意味でも、居室全体に占める個室の比率を上げることも提言されている。一方で、検討の余地が残されるものの、保護室又は静穏室の整備も、不適正な規制及び有形力の行使の問題を回避するためには必要であるとする。他方、小規模ユニットの創設を謳う反面、施設の統廃合による資源の集約等にも触れられている。

最後の柱は、「適正かつ有効な処遇を支えるための法的基盤整備の促進」（提言13頁、34-36頁）である。ここまで指摘した4つの柱を実効性あるものとするためには、少年院法の部分的改正ではなく全面改正が必要である旨述べら

れている。具体的には、在院者の権利義務関係、職員の権限、矯正教育の内容、及び、基本的な処遇制度等、これまで訓令及び通達等で補われていた事項について、改めて法律に盛り込むべきとされる。これにより、少年院法が職員及び保護者にとっても理解しやすいものとなることが期待されている。加えて、現行の不服申立て制度の改善及び第三者機関の設置等、新たに法律に根拠を置くべき事項もあることから全面改正の必要性があるとしている。法改正にあたっては、外部交通、弁護士と在院者との面会、保護者との面会、電話の使用、書籍の閲覧、身体検査、手錠等の使用に伴う人権侵害への配慮、懲戒、及び、不服申立て制度についての規定が盛り込まれるよう提案されている。

これらの少年院が進むべき今後の方向性は、「少年の最善の利益のために、個々の少年の人格の尊厳を尊重しつつ、再非行の防止を図るとともに、社会の健全な一員として円滑な社会生活を送ることができるよう成長発達を支援すること」という、少年矯正がよって立つべき理念（提言 11 頁）を前提にしていることが重要である。なぜなら、これまでの少年院の教育が「在院者を社会適応させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに」（旧少年院法 4 条）教科並びに職業補導、適当な訓練及び医療を受けることとされていたからである。すなわち、有識者会議上においても議論されているように（有識者会議第 5 回 33 頁以下等：以下第〇回〇頁と表記）、少年院での矯正教育とは、単なる非行抑制・非行性解消ということではなく、少年の最善の利益のための成長発達支援を第一の目的とし、この様な成長発達支援こそが非行性解消等にも資するという視点を確認するきっかけとなることが期待できるからである。

提言を経て、2011 年 11 月に要綱素案が示された。しかしながら、要綱素案は、上記有識者会議よりも、若干トーンダウンしているように思われる<sup>7</sup>。その点を簡単に見ていく。

7 有識者会議及び提言と要綱素案との比較を試みているものとして、亀山憲一「少年院改正の動きと課題」全国犯罪・非行協議会機関誌 42 号（2012）1–18 頁。要綱素案のトーンダウンについては、武内・前掲注(3) 190 頁も指摘。

### 3. 要綱素案として提出された改正内容

要綱素案と同時に示された、少年院法の問題点は次のようなものであった<sup>8</sup>。第1に「昭和24年の施行後、抜本改正されることなく60年以上経過」していること、第2に「在院者の権利義務関係、職員の権限に関する規定が少ない」こと、第3に「省令及び訓令等で基本的な処遇制度を設計・運用」していること、第4に「少年鑑別所については数か条を置くのみ」であることの4点に限られている。ここでは、提言において示された詳細な課題はもちろん、課題項目として掲げられた職員の確保及び育成上の問題、並びに、処遇及び執務環境の問題には触れられていない。

上記4つの問題点を受ける形で、要綱素案段階では、第1の改正内容のポイントとして、再非行防止に向けた処遇の充実強化が挙げられている。その具体的な内容は、「矯正教育の基本的制度の法定化」、「円滑な社会復帰のための支援の実施等」、及び、「少年鑑別所の機能活用」である。提言において強調された「処遇の個別化」については、要綱素案上個別教育計画として規定されおり（第四・一・6）、提言においても求められた個別処遇の策定にあたり少年の意見を参酌する旨の規定も盛り込まれている（同(2)）。在院者の施設間移送の柔軟かつ積極的な実施や再鑑別の活用については「移送等」（第六）として、協働態勢の推進や各機関との連携強化については保護者及び関係機関等に対する協力の求め（第一・十二、十三）や矯正教育実施に当たっての委託等（第四・二・6）として要綱素案上規定が置かれた。各種社会復帰支援の強化は、「在院者の円滑な社会復帰のための支援の実施」（第四・三）として要綱素案に盛り込まれた。一方で、保護観察への移行時における鑑別所の鑑別等を通じた一貫した縦貫的支援については規定がない。その他、提言が求めた施設ごとの教育課程の特殊化については要綱素案上では特に配慮されず、矯正教育の生活指導の一環とし

8 少年院法改正に先立ち 2013 年 11 月に募集されたパブリックコメントの参考資料として示されたポンチ絵に端的にまとめられている

（<http://www.moj.go.jp/content/000080605.pdf> 2014 年 9 月 30 日）。

て、被害者の視点を取り入れた教育や、薬物指導、性犯罪指導等の改善指導を行うことのみを求めていた（第四・二・1・(2)）。また、生活指導については、集団処遇を原則とする従来の在り方を基本としつつ、例外的に、集団処遇に編入しないことを定めるのみとなっている（第四・3）。処遇プログラム及びその効果の検証の導入及びそのあり方を規定するものは要綱素案上確認できない。

第2のポイントは、「在院（所）者の権利義務関係等の明確化」である。これは、「在院（所）者の権利義務・職員の権限の明確化」、及び、「不服申立て制度の整備」からなる。少年の権利義務については、提言で示された外部交通（第五・7）や書籍の閲覧（第五・4）、懲戒の要件や方法（第五・8）についての規定が要綱素案に盛り込まれたことに加え、要綱素案では、さらに、宗教（第五・5）や医療行為（第五・1）等についても規定が置かれた。不服申立ての制度については、規定上法務大臣への書面による救済の申出（第五・9）、監査官（第五・9・7）及び少年院の長（第五・9・8）に対する口頭又は書面での苦情の申立ての制度が要綱素案に盛り込まれている。不服申立てに対する不利益な扱いの禁止（第五・9・10）や秘密の漏えいの禁止（第五・9・9）等にも留意されている。他方で、提言において示されている少年の特性に配慮する規定は置かれていない。例えば、入所時の告知事項として、不服申立てに関する事項も入れ込まれている（第三・1）が、少年が理解できるような説明を心がける等の配慮については特記されていない。また、保護者及び代理人からの申立ての必要性が提言において示されているが、要綱素案上は、救済の申出はこれを行う者が自らしなければならないとの限定を付している。少年の申出を援助するために、唯一、少年院の職員の中に相談員を置く（第五・9・12）とされた。

第3に、「社会に開かれた施設運営の推進」がポイントとして掲げられる。ここでは、「施設運営の透明性の確保」、及び、「地域社会への協力」が改正内容として挙げられている。施設運営の透明性の確保に関しては視察委員会等の設置（第一・8）が要綱素案に盛り込まれた。規定ぶりが刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に沿った形で構成されていることから、当該委員会が

第三者機関としての性格を有するものであることが想定されていると言えよう。しかし、視察員と在院者が、少年院の施設職員の立会いなくして面談できる制度の創設が提言においては求められているが、この点に関し、特に要綱素案上規定は見当たらない。

上記細部のトーンダウンに加え、提言により示された人材の確保及び育成、並びに、物的基盤の整備については、ほとんど規定が盛り込まれていない。唯一、職員への必要な研修及び訓練を行うこと（第一・十一・2）と定められている。また、検討の余地は残されるものの、職員によるチームティーチングの体制強化や、夜間及び休日の複数職員指導の推進等、職員の配置・体制についての改善を促す規定は、要綱素案上確認できない。

なによりも、提言において示された基本理念として最も重視された「少年の最善の利益ために」という文言は、要綱素案上の少年院の目的、処遇原則、及び、矯正教育の目的のいずれにも反映されていない。むしろ、要綱素案では、在院者の処遇原則においては「在院者の処遇は、その者の健全な育成を期し、毅然とした姿勢と慈愛の精神をもって在院者に接することにより、その者の自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起しつつ行うものとすること」（第二・1）とあり、少年の最善の利益のために、少年の成長発達を支える処遇を掲げ、そのために、少年院の基本的な処遇制度を抜本的に見直す必要があると謳った提言の内容が反映されていないとも受けとれる規定ぶりとなっている<sup>9</sup>。そもそも、要綱素案が最初に掲げる目的規定も、適正な管理運営を図るとの文言（第一・一）で始まること自体、「……少年院は何よりもまず管理運営ありきとのメッセージ」だと批判する意見もある<sup>10</sup>。

9 亀山・前掲注(7) 6 頁は、改正要綱素案の理念に関する各論部分について「……やや恩恵的に何かをしてあげるという感じ、言い換えると上下関係が感じられ、在院者の成長発達支援という寄り添ってサポートするニュアンスが感じられ」ないことを指摘する。

10 亀山・前掲注(7) 5 頁。同左は、後半部分の少年視察委員会の文言についても、「……施設運営側に対してのメッセージであり、全体として、在院者へのメッセージとなつていません」と批判する。

これらの要綱素案はいくつかの点で、修正がなされ、新少年院法として公布された<sup>11</sup>。改正により新少年院法で目指されたものは、いかなる点で実現され、いかなる点で課題が残ったのであろうか。提言及び要綱素案との比較<sup>12</sup>を中心概観してみる。

#### 4. 新少年院法の内容及び特徴

今回の少年院法の本案提出理由を確認しておこう。「少年院の適正な管理運営を図るとともに、少年院に収容される在院者的人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うために、少年院の管理運営に関する事項を定めるとともに、矯正教育の基本となる事項、在院者の権利義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続等を定めるほか、在院者による不服申立ての制度を整備する必要がある」<sup>13</sup>とされている。以下、新少年院法を見ていく。

まず、新少年院法は、その目的として、「適正な管理運営を図る」ことが示されており、この点要綱素案を踏襲している。一方で、提言の基本理念にも強調される「在院者の人権の尊重」を前提とし、在院者の健全な育成に資する処遇を通じて、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることも明記された。旧少年院法が、少年院の目的として、少年院は矯正教育を授ける施設であると規定していたことから比較しても、大幅な変更がなされている。次に、提言の柱

11 新少年院法を紹介するものとして内藤晋太郎＝橋口英明「少年院法・少年鑑別所法等の概要」ひろば 67巻8号（2014）11－20頁、新少年院法の下での今後の処遇を展望するものとして小山定明＝吉橋徹也「新少年院法・少年鑑別所法における今後の処遇」ひろば 67巻8号（2014）21－30頁、新少年院法に期待することを示すものとして岩井宣子「少年矯正への期待」ひろば 67巻8号（2014）45－50頁参照。法案段階での新少年院法を紹介するものとして松村憲一「少年院法の全面改正について～平成二四年三月二日閣議決定法律案を中心に～」刑政 123巻9号（2012）12－22頁。

12 要綱素案と新少年院法との変更点を説明するものとして、柿崎・前掲注(5)8－9頁に指摘がある。また、有識者会議及び提言との比較から新少年院法を指摘するものとして、廣瀬・前掲注(6)32頁以下参照。

13 <http://www.moj.go.jp/content/000121237.pdf>（2014年9月30日）。

に沿って具体的な改正内容を概観してみる。

提言の第 1 の柱である少年の人格の尊厳を守る処遇の展開については、以下の点が新少年院法に盛り込まれた。まず、不適正処遇防止の観点から今回新たに法律として規定された救済申出の制度である。救済申出制度については、法務大臣に対し書面で行うもの（120 条）、監査官に対し（129 条）若しくは少年院長に対し（130 条）、書面又は口頭で行うものの 3 種類が要綱素案と同様定められた<sup>14</sup>。この点は従来の運用を明記したにすぎないとみることもできる。一方で、矯正教育の性質上、人権侵害に当たる行為との境界を慎重に見極める必要があり、中央の矯正局において統一的指針を示し、調査及び指導を行う必要性から見れば、法務大臣に直接申立てる方法を新少年院法に明示したことの意義は大きいとの評価もなされている<sup>15</sup>。また、提言をより踏まえた形で、要綱素案を改善した点も見られる。例えば、法務大臣に対する救済申出に関しては、出院者にも認める（121 条）新たな規定が追加されている。さらに、入所時告知事項として、平易な言葉で書面にて告知される旨特記されるとともに（20 条 2 項）、法務大臣の職権による調査規定（124 条）が法律に明文化された。さらに、監査官に対する口頭での苦情申出の際には、職員の立会いを認めない旨が明示された（129 条 3 項）。

次に、視察委員会制度についてである。要綱素案上、2 以上の少年院又は少年鑑別所ごとに置かれるとされていた視察委員会は、各 1 施設に 1 つとされたうえ、視察委員の組織もより明確にされた（8 条、9 条）<sup>16</sup>。これに伴い、在院者との面談については委員会の権限となった他、面談実施の協力が院長に求められる（10 条）とし、提言をより踏まえた形での視察委員会の体制が形作られたとみることができる。第三者機関としての性質も要綱素案と同じく担保され

14 口頭での救済申出が認められた点を評価するものとして武内・前掲注(3) 190 頁、廣瀬・前掲注(6) 34 頁、岩井・前掲注(11) 46 頁参照。

15 岩井・前掲注(11) 46 頁。

16 各施設に視察委員会が置かれたことを評価するものとして廣瀬・前掲注(6) 34 頁、岩井・前掲注(11) 45 頁。

ているものと言える。この視察委員会制度は、もちろん新少年院法により初めて定められた制度となっている<sup>17</sup>。提言において求められているように視察委員会が、施設運営の透明性の確保を実現できるかについて、その実効性が問われるところであろう<sup>18</sup>。

提言の第2の柱である少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開については、処遇の原則をはじめ、旧少年院法及び要綱素案から大幅な変更がなされている。

まず、処遇の原則については、旧少年院法においても、要綱素案においても、特に少年の「人権の尊重」には触れられていなかった。要綱素案では、「毅然とした姿勢と慈愛の精神をもって在院者に接することにより、その者の自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起しつつ行うものとする」となっていた。しかし、新少年院法では、「人権の尊重」がまず謳われている点、より提言の内容に近づいたものとなっている。また、要綱素案では、ある意味一方的な職員の行動基準により、適正な処遇が達成しうるようにも見える規定ぶりであった。改正前には、例えば、「……法務教官の責務を法律で明らかにしたい」<sup>19</sup>との意見も見られる。しかし、新少年院法では、「明るく正しい環境の下で」と修正されている。第10回の有識者会議では、少年院における少年の人権の尊重と職員の行動基準設定を通じた不適正処遇の防止との関係が熱心に議論され、職員の行動基準とは別に、人権の尊重というものがあることが意識されている（第10回13頁以下）。同会議では、さらに、研修や組織づくりの観点（第10回25–27頁等）、余裕のある配置に基づく職員の人権保障の観点（第10回28頁、32–33頁等）から、在院者の人権意識の向上を目指すことの重要性も指摘されている。また、具体的な提言作りを行っている14回会議では、不適正処遇の防止のためには、風通しの良い職場環境の構築の必要性が指摘され（第14回36頁等）、実際に提

17 改正議論前に、当該制度の必要性を指摘したものとして大口・前掲注(3)17–18頁。

18 後藤弘子「少年法の理念と少年院法改正」刑政121巻6号（2010）20–21頁は、権力濫用をチェックするための知恵として、外部機関の必要性を指摘する。

言においても明記された（提言 31 頁）。そして、今回の少年院法の改正が、不適正処遇の再発防止に端を発したことを前提に、有識者会議での議論を見るならば、要綱素案に見られたような職員の姿勢に基づく処遇原則では人権尊重を保障するのに不十分であったと考える。その点、人権の尊重を明示し、職員の行動基準ではなく、人権を尊重する環境を如何に向上させていくのかといった視点が取り込まれたところに処遇原則を求めた新少年院法の評価できる点が現れていよう。従って、新少年院法 15 条 1 項の「明るく規則正しい環境」との文言は、従来の少年院処遇規則 1 条にある「明るい環境のもと」を単に参考にしたというよりも、上述するような議論を反映した、職員の研修や組織作り、余裕のある職員配置等、少年の人権の尊重が十分に保障できる「明るく規則正しい」環境を整備することが積極的に求められている規定であるとみることができないであろうか<sup>20</sup>。

さらに、処遇原則について、15 条 2 項では、個別処遇の原則を謳い、「その者の最善の利益を考慮する」ことが、要綱素案から追加されている。有識者会議においても、少年院の矯正教育の目的は健全育成及び成長発達権の保障であるのか、再非行を行わず社会に適合できるように教育訓練を行うことなのかについて議論が交わされている（第 4 回 13 頁以下等）。これらの議論を受けて、提言の基本理念として「少年の最善の利益のために……成長発達を支援すること」（提言 11 頁）が明示された。これら議論過程に照らしてみても、また、会議にてその参照の必要性が指摘される子どもの権利条約<sup>21</sup> 3 条が児童に関する全ての措置が児童の最善の利益を考慮しなければならないとしている事に照らしてみても、新少年院法において「少年の最善の利益」を考慮することが改め

---

19 木村敦「現場から望む少年院法改正の姿」刑政 120 卷 12 号（2009）25 頁。

20 亀山・前掲注(7) 5-6 頁も、法改正にあたっては、有識者提言に示される人権保障と成長発達支援を冒頭にて在院者に向けて明確に述べて規定するべきと提案していた。

21 子どもの権利条約訳に関しては外務省訳

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html#1-3>（2014 年 10 月 27 日）参照。

外務省訳では、児童の権利条約とされている。

て明確にされたことは妥当であったと言える<sup>22</sup>。もちろん、少年院処遇上の「少年の最善の利益」とは何であるのかについて、今後議論の余地はあろう（例えば、子どもの権利委員会・一般的意見 14 号 CRC/C/GC/14 参照）。しかし、以下でも指摘するように、個別処遇計画の策定にあたり、少年の意見を聞くという文言が入れられたこと等と併せて考えた場合、少年の最善の利益原則がここに明記された意味は大きいように思われる。

加えて、新少年院法 15 条 2 項には「……専門的知識及び技術を活用するとともに」との文言が要綱素案から加えられている。併せて、保護者（17 条）、関係機関等（18 条）及び公務所等（19 条）へ協力を求める（ことができる）規定が設けられている。有識者会議を通じて、生活指導や職業指導について、鑑別所技官を中心として、医師及びその他専門家等による専門的知識の活用及び支援の必要性がことあるごとに指摘されてきた（第 4 回 30 頁以下等）。提言においても、少年鑑別所の専門的機能をより活用していく方針が打ち出されている（提言 21 頁）。確かに、旧少年院法 13 条 2 項及び 3 項により、専門家による矯正教育の援助が可能とされていた。しかし、新少年院法は、少年院での個々の処遇を援助するのみならず、少年院の処遇そのものを高めていくために専門的知識及び技術の活用を積極的に進めていくための規定であると読むこともできる点で、新たな視点をえたものと言えようか<sup>23</sup>。その他、在院者の抱える問題に対応した新たな処遇コースを設けることが可能な規定として 16 条がより具体的にそのあり方を規定している<sup>24</sup>。

矯正教育に関しては、以下の点が特徴的である。個人別矯正教育計画につい

22 岩井・前掲注(11) 46 頁。この点、少年院法の試案を示す高内寿夫「子どもの権利条約からみる少年院法の改正について」国学院法学 49 卷 3 号（2011）57—59 頁は、処遇の原則は、在院者の権利に関する原則であるため、処遇原則に人権の尊重が明記される必要性があると同時に、少年の最善の利益は、子どもの処遇に関する全ての者の指導原理であるため、処遇の原則とは別立てで規定することを提案している。

23 廣瀬・前掲注(6) 37 頁は「提言で指摘されている処遇内容の充実、連携強化に資する」と評価する。

24 その他、少年院の種類そのものの見直しについても行われている（4 条）。

て（34条）は要綱素案と同様である。そもそも昭和52年5月25日法務省矯正局第1154号通達<sup>25</sup>によって、個別処遇そのものが実施されてきたことに鑑みれば、この規定は、これまでの実務を明文化したに過ぎないとも評価できよう<sup>26</sup>。しかし、個別処遇計画そのものが、形式的になっているのではないか等その問題点が有識者会議上でも指摘され（第5回29頁）、そのあり方について議論が交わされた結果、今回改めて、法律上明文化されたとみると、その意義は大きいと言えよう<sup>27</sup>。しかも、新少年院法が、その個別矯正教育計画策定に際しては、「……できる限り在院者及びその保護者その他相当と認める者の意向を参考しつつ、在院者との面接その他の適切な方法による調査の結果に基づき、これを策定する」（34条3項）と規定したことは、要綱素案をさらに充実させたものとして注目に値する。すなわち、有識者会議においても、少年の意思決定の参加の重要性が指摘され、個別処遇計画についても、少年の主体的参加が求められる発言もある（第5回33—36頁）。たしかに、この点については、会議参加者全員が賛成しているわけではなく、少年院送致が強制的に言い渡される現実や現在の社会状況から見れば、一般論的な意思決定参加の理論で個別処遇計画やその評価に少年が参加することには慎重であるべきとする意見もある（第5回35頁、39頁）。これに対し、意思決定という問題を今後導入していく必要があること、かつては、少年の意見を考慮した処遇計画策定も行われていたこと（第5回36—37頁）が改めて主張され、提言においては、個別処遇計画に対する少年の意見の聴取及び参考をし、動機づけを高める工夫が要請された

25 緑川徹「少年院の現代史－昭和52年通達まで－」比較法制研究30号（2007）123—126参照。

26 例えば、木村・前掲注(19)23頁においても、これまで、少年院では、処遇の個別化を大切に推し進めてきた旨述べられている。

27 また、木村・前掲注(19)23頁は、矯正教育の基盤をなしている制度を法律にどのように位置づけるかを検討することが重要であるとする。なお、木村は、法改正にあたり、処遇の個別化も法律に明示すべきであり、加えて、個別の処遇計画との名称は、かえって、真に個人別のものではないという印象を与えかねないので、「個別教育計画」等内容を正確に示す名称に変更することを勧めている（30頁脚注6参照）。

(提言 20 頁)。さらに、少年司法運営に関する国連最低基準規則<sup>28</sup> 14.2 が指摘する通り、少年の成長発達の権利を、具体的な形で反映するためには、少年の意見表明の権利が保障されなければならず、それは、仮に少年院に在院している少年であっても同様であろう<sup>29</sup>。個別処遇計画及びその評価について、少年が意見を十分に述べることができ、計画策定にあたり主体的に職員とのコミュニケーションをとることが保障されるべきとの観点が、新少年院法 34 条 3 項で目指されていると見ることができる。

その他、要綱素案と同様の 5 つのカテゴリーで表記されていた矯正教育の内容を、新少年院法では在院者の特性に応じて適切に組み合わせができることになっている(23 条)<sup>30</sup>。有識者会議でも、いわゆるボーダーラインにある少年に対する生活指導や職業指導、教科指導のあり方等についてより多様なプログラムを用意する必要性が指摘されている(第 4 回 22 頁以下等)。これらの指摘を受け、新少年院法でも既存の矯正教育の内容そのものを変更するには至っていないものの、在院者の特性に応じて組み替えられる仕組みが可能になるのではと期待できる。このような在院者の特性に応じた矯正教育が可能となる規定は、その他 24 条 2 項、並びに、少年院ごとの特色ある矯正教育を可能とする規定 31 条、教育課程の変更に関する 33 条の 2 項及び 34 条 5 項、並びに、鑑別による教育課程の見直しを定めた 36 条及び 134 条の移送の規定を併せて読む場合にもみてとれる。もちろん、移送に関する規定は、旧少年院法 10 条でも認められている。しかし、実際には、移送には様々な困難が伴い柔軟には行えないことが有識者会議においても指摘されている(第 4 回 39 頁以下等)。新少年院法 134 条が「矯正教育の効果的な実施その他の理由により必要がある

28 少年司法運営に関する国連最低基準規則については、沢登俊夫他『少年司法と国際準則』(三省堂 1991) 84 頁以下参照。

29 高内・前掲注(22) 46 頁同趣旨。

30 木村・前掲注(19) 24 頁において、少年院法改正にあたって、少年院の矯正教育が、体系的・組織的に行われるという基本方針を法律で明らかにしたいとの意見が示されており、その点も新少年院法で実現しているとみることができる。

と認めるとき」に移送を可能とすることを明記したことに加え、新たに設けられた再鑑別による処遇変更の規定 36 条及び 33 条 2 項は、少年に応じた柔軟な処遇を行っていく環境を積極的に活用する姿勢を打ち出しているものと言える。

矯正教育におけるその他職業指導及び教科教育についても旧少年院法及び要綱素案から改善が認められる。従来、少年院法 7 条を受けた少年院規則 19 条の 3 においても、職業補導についた者に対し賞与金が認められていた。新少年院法では新たに、少年の権利規定として、職業指導における報奨金の支給及び報奨金による自弁購入を認めること（25 条 3 項）や学校教育に準ずる教育が保障されるべきこと（26 条 2 項、27 条）等が定められ、少年の権利の明確化が図られたとも見ることができよう<sup>31</sup>。これらの規定の前提として、有識者会議では、少年が行う活動に対し、金銭的な報酬が伴うことの重要性やその是非等が指摘されていた（第 11 回 8 ページ以下等）。また、教育の保障という観点からも教科教育のあり方が議論されている（第 4 回 47 ページ以下等）。これを受け、提言においても施設内に学校が設置されるべきとの意見も述べられている（提言 28 ページ）。これらの議論を踏まえ、当該規定が置かれたことは積極的に評価できる面もある。ただし、新少年院法において成人と同様の「報奨金」との扱いになつている点に疑問がないわけではない。さらに、報奨金が支給される範囲が職業指導に限られたことについても検討が必要であろう<sup>32</sup>。この点、有識者会議においても、金銭獲得は、在院者の教育が目的である点も留保されている。また、学校教育についても、それが、少年院収容年齢の引下げによる影響であることを考へるならば、一概に評価されるべきことではない点には注意が必要である。

これらの少年院内の取組の規定に加えて、新少年院法は、在院中及び出院に向けた社会復帰の支援にもついても、新たに規定を設けている。在院中から

31 報奨金の支給が、少年の励みになりうることを期待するものとして岩井・前掲注(11) 47 ページ。

32 例えば、木村・前掲注(19) 27 ページは、改正に際しては、「……在院者の更生及び円滑な社会復帰を支援する観点から、……生活指導その他の指導領域への出席も支給対象とすることを検討したい」と指摘する。

行う社会復帰支援については、矯正教育の援助を規定する40条において、院外における他機関からの援助の積極的利用が求められている。確かに、旧少年院法13条においても、在院者に対する他機関からの援助規定が認められる<sup>33</sup>。新少年院法では、さらに、他機関からの援助が「矯正教育の効果的な実施を図るため」(40条)と明記されている事に加え、社会復帰に向けた院外委嘱指導を充実させるための権利義務規定の充実が図られている(40条2項以下)。今後、増え他(多)機関連携による矯正教育の充実が期待されるところである<sup>34</sup>。また、視察委員会も含め、社会的資源の援助や協力の積極的活用が、施設運営の透明性を確保することにも資するとの声もある<sup>35</sup>。

出院後の支援については、要綱素案を経て、新少年院法において新たに規定が設けられた。それが、第6章に定められる社会復帰支援等の規定である。加えて、146条においては、少年院が退院者等からの相談にも応じることができることが明記された<sup>36</sup>。この点、出院後の支援の必要性は有識者会議の構成員および少年院出院者の方から指摘されている(第3回3頁以下)。また、児童福祉の分野における自立援助ホームの実践を通して、少年院出院者の社会復帰支援の必要性も語られている(第12回36頁以下)。もちろん、提言も、出院に際しては、保護観察所を中心とした各機関との連携による支援の強化の必要性を述べている(提言27頁)。加えて、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則3

33 このほか、すでに52年通達において、施設内処遇と施設外の処遇の有機的一体化として、保護観察所との有機的一体化した処遇が試みられ、関係機関との連絡協調も目指されていたことが指摘されている。この点を紹介するものとして、緑川・前掲注(25)123-124頁、上野友康「少年院法の改正検討作業から振り返る運営改善施策について」刑政124巻3号(2012)70頁。

34 同趣旨廣瀬・前掲注(6)37頁、岩井・前掲注(11)47頁。改正にあたり、このような関係機関及び地域社会との連携を希望するものとして木村・前掲注(19)28頁。改正前に、この点を指摘するものとして大口・前掲注(3)19頁。

35 この点、廣瀬・前掲注(6)35頁は、提言に盛り込まれたような内容を条文化することは性質上困難であると思われるが、参観の許可の運用によって提言の趣旨を活かすことができるとする。少年院法改正前の指摘ではあるが、武内謙治「少年の拘禁施設と国際人権法」法時83巻3号(2011)25-26頁も同趣旨指摘。

36 この点を評価するものとして武内・前掲注(3)190頁、岩井・前掲注(11)49頁。

条<sup>37</sup>の観点等に照らし、少年に対する社会復帰支援の重要性が指摘される昨今、法律としてこの点が明記されたことは一定程度評価できよう。また、出院前の準備としての外泊の積極的活用を促す45条の規定等も有識者会議第4回（第4回44頁以下）における議論に照らし有益な規定と言える。ただし、6章に限つて言えば、提言において指摘されるような外部機関及び専門家との積極的連携による社会復帰支援という視点がどこに生かされているのかについては、法律上必ずしも明確ではない。今後、44条1項4号を積極的に解し、外部機関及び専門家との連携による社会復帰支援が発展・充実していくことが望まれる。

第3及び第4の柱についてはさておき、第5の柱については、少年の権利義務に関する大幅な規定の追加が行われた。旧少年院法においては、第7条に賞与、第8条に懲戒（少年院処遇規則第8章）、第9条に領置について規定があるのみである。その他には、少年院処遇規則第5章に給養、第6章に衛生及び診療、第7章において面会及び通信について定められている。新少年院法では、要綱素案上所要の規定を置くとされた箇所について規定が設けられた。具体的には、第7章に保健衛生及び医療、第8章に物品の貸与等及び自弁、第9章に金品の取扱い、第10章に書籍等の閲覧、第11章に宗教上の行為等、第12章に規律及び秩序の維持、第13章に外部交通、第14章に賞罰について定められている<sup>38</sup>。有識者会議上でも、面会及び信書の発受、書籍の購入等は、憲法上の権利として認められているため<sup>39</sup>、本来であれば基本的には認められるべきであり、現行の各施設での運営に任されている部分については、法律により定めるべき旨発言がある（第13回10頁以下）<sup>40</sup>。また、弁護士との面会については、原則無立会での面会の必要性も指摘されている（第13回12頁、弁護士委員からの意見書2頁）。他方で、少年院という施設の特性上、少年が親との面会

37 澤登・前掲注(28)204頁、224頁参照。

38 改正を目指し、これらの規定が盛り込まれるべきと指摘したものとして木村・前掲注(19)27頁がある。

39 この点の権利性を指摘するものとして高内・前掲注(22)67-69頁。

40 改正前に、同趣旨の指摘として、木村・前掲注(19)27頁、大口・前掲注(3)16頁。

を拒否する場合、少年の社会復帰を阻害するような信書についての扱い、並びに、人的及び時間的限界からくる書籍の購入の制限等、基本的には権利として認められる事項の制限に関し、きちんと法律で明記すべきとされ議論が進められた。これらの議論を受け、提言では、在院者の権利とその制限のあり方として明記されるべき項目が列挙されている（提言 34－35 頁）。新少年院法では、有識者会議での議論や提言を超えて、さらに詳細な項目にわたり規定が置かれ、少年の権利の明確化が図られたことにつき、評価できる面も多い。特に、書籍の自弁購入については 79 条で認められた<sup>41</sup>。また、弁護人との面会については、93 条 2 項 2 号において、原則的に無立会面会が保障される規定が置かれた。ただし、付添人又は弁護人等との面会は、96 条により一定の制限を受けるとされている<sup>42</sup>。そして、親との面会制限については、原則的には保護者との面会は許可されるべきことが示されたうえで（92 条 1 項 1 号）、在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがある場合には面会の停止や終了が可能であるとする制限が設けられている（94 条 1 項 2 号二）。その他、信書について、少年の社会復帰を阻害するおそれのある信書についての引渡のあり方は、現場でもその対応が苦慮されていた（第 13 回 9 頁）。この点は、親への引渡も含め信書の引渡を拒否できるとの制限規定が置かれた（104 条 5 項）。

これらに加えて、成人の刑事施設とは異なり、少年であることを考慮した独自の規定も設けられている。例えば、書籍の閲覧については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 8 節とは異なり、少年の健全育成を図るために書籍閲覧が有益であるとし、図書の整備を少年院に努力するよう促す規定になっている（78 条）。規律及び秩序維持については、「在院者の処遇の適切な実施を確保」すること、「改善更生及び円滑な社会復帰を図るのにふさわしい」

41 この点を評価するものとして岩井・前掲注(11) 47 頁。

42 岩井・前掲注(11) 48 頁は、万が一のことを慮っての規定と思われるとする。その他、弁護士等との面会に際しての立会いを例外的に認めるものとして高内・前掲注(22) 70 頁。

安全かつ平穏な共同生活を保持することができるよう適正に維持されることが求められている（83条）点に特徴がある。すなわち、少年院での規律及び秩序維持はあくまでも、今回の少年院法改正のきっかけとなった不適正処遇の防止、及び、少年の成長発達向けられたものでなければならないことが確認されている。ただし、規律及び秩序維持と処遇との関係についてはなお慎重な検討が必要であろう。在院者による外部交通については、少年が相手方との意思疎通を円滑に行い、良好な関係を築くことができるよう助言又は援助を受けられる旨配慮されている（108条）。これは、有識者会議において指摘されたように、少年自身の成長及びその時の状態に応じて、職員が援助する必要性を受けたものであると解せようか（第13回10頁）<sup>43</sup>。保護室の使用については、その心情の安定を図るために適切な働きかけがなされるよう、配慮がなされている（88条4項）。さらに、懲戒の要件が事前に定められたことはもちろん、成人における懲罰という性質ではなく、少年の処遇の一環となるよう、懲戒が在院者の規範意識の醸成と改善更生に資するものでなければならないとされている<sup>44</sup>（119条22項）。もっとも、保護室の使用や懲戒が、処遇の一環となりうるのかについては、更なる検討が不可欠である。

以上のように、新少年院法は、旧少年院法よりも、少年の成長発達権や最善の利益を保証するという観点からの特徴が多くみられるものとなっている。ただし、本改正が、有識者会議及び提言により求められた事項をすべて網羅できているわけではない。また、子どもの権利条約をはじめとする少年のための国際人権法規との関係からみても課題が残るものとなっている。最後に、その点を簡単に指摘する。

---

43 外部交通が少年の社会化の促進として重要であることから岩井・前掲注(11)48頁。

44 この点を明示することが必要であると指摘するものとして高内・前掲注(22)84-85頁。

## 5. 新少年院法の課題

まず、救済申出についてである。提言では、少年のみならず、保護者及び代理人等による救済申出も認めるよう求められている（提言 16 頁）が、新少年院法において、これを認める規定は盛りこまれていない。保護者に対し、申出を認めているものの、保護者への情報提供並びに協力及び理解を得るための努力義務が総論的に規定されていることに鑑み、提言に沿うような運用が可能であり、運用上の配慮が望まれるとされる意見もある<sup>45</sup>。しかし、有識者会議においても（第 14 回 19 頁等）、提言においても（提言 16 頁）、保護者のみならず代理人への申出権限付与の必要性が強く指摘されている。また、有識者会議や提言において考慮されている国際準則との比較においても<sup>46</sup>、自由を奪われた少年の保護に関する国際規則 78 条<sup>47</sup>は、少年が不服申立てを行う際に、家族及び法的助言者等の援助を求める権利を認めている。これらに照らすならば、やはり、保護者のみならず代理人に対しても、救済の申出及びその援助が、ストレートに認められるべきではなかったか<sup>48</sup>。

また、救済の申出に際し、秘密の申出（131 条）及び不利益取り扱いの禁止（132 条）についての規定は盛り込まれたものの、さらに提言が要請するような、在院者に理解されやすく、在院者の表現力不足や理解力を補うために講じられるべき手段については特に規定は設けられていない。この点、法律に明記する内容というよりは、規則としてその具体的あり方が定められることもあり得よう。ただし、その場合であっても、救済申出が実効性あるものとなるべき

45 廣瀬・前掲注(6) 34 頁。

46 改正前において、国際準則の参照を促すものとして、高内・前掲注(22) 46-47 頁、大口・前掲注(3) 18-19 頁、亀山・前掲注(7) 2 頁、武内・前掲注(3) 190 頁。

47 澤登・前掲注(28) 218 頁、235 頁参照。

48 廣瀬・前掲注(6) 34 頁も、この点、提言の内容が反映されなかった点については批判的である。また、少年が不服申立ての際に、法的援助を受ける権利を持っていて点を指摘するものとして高内・前掲注(22) 80-81 頁。亀山・前掲注(7) 17 頁も、要綱素案段階から、職員の相談員のみならず、外部の相談員を設けることも検討するべきと指摘する。

とする提言の理念を積極的に反映させるためには、在院者に応じた救済申出の方法が保障されるべき旨の規定が設けられることも考えられたのではないだろうか<sup>49</sup>。

処遇原則についても、専門的知識と技術の活用を裏付けるための、処遇プログラムの検証について課題が残る。新少年院法 7 条において、少年院長が適正な運営に資するため必要な意見を専門家等から聴取する努力義務が置かれたことに一定の評価を置きうる。また、視察員会制度の導入の有効活用等が処遇プログラムの検証に資するとの評価もありうる<sup>50</sup>。併せて、矯正教育課程の見直しについては、先にも指摘した通り規定が設けられることになった。しかし、在院者個人に対する個別の矯正教育課程の見直しとは別に、当該教育課程の効果そのものについての検証及び評価の必要があることが提言で指摘されている（提言 28－29 頁）。少年司法運営に関する国連最低基準規則 30 条、とりわけ、30 条 3 項<sup>51</sup>においてもその必要性が指摘される。また、自由を奪われた少年保護に関する国連規則 12 条<sup>52</sup>も、少年の成長発達に有意義なプログラムの実施が施設拘禁された少年に対し保障されるべきことを求めている。これらの国際人権法規に照らしてみても、単に、外部機関からの意見聴取が可能となる規定だけではなく、処遇そのものの検証や評価に資するデータの集積等の方法についても規定を設け、エビデンスに基づく処遇の展開が可能となる体制作りを目指すべきではなかつたか<sup>53</sup>。

その他、矯正教育についても課題が残る。第一に、矯正教育の目的が、在院

49 在院者の発達段階に留意することが必要であることを指摘したものとして高内・前掲注(22) 84 頁があり、その試案として、同 81 頁には「少年院の長は……在院者が申立てをしやすい雰囲気の醸成に努めるものとする」との規定を示している。

50 廣瀬・前掲注(6) 38 頁。その他、高内・前掲注(22) 63 頁では、視察委員会が、処遇プログラムの有効性に関する専門的助言をする等の機能を果たすことも期待されている。

51 30 条・30 条 3 項につき澤登・前掲注(28) 58 頁以下参照。

52 澤登・前掲注(28) 2205 頁、225 頁参照。

53 武内・前掲注(3) 190 頁も、「……エビデンス・ベイスト・プラクティスを担保するための仕組みに踏み込む規定を法案中に置くことも必要であったように思われる」とする。

者の犯罪的傾向の矯正及び社会生活に適応するための必要な知識及び能力の習得のみでいいのかということである。提言で強調され、新少年院法の処遇原則としても掲げられている、人権の尊重と少年の最善の利益に資する成長発達の支援が、矯正教育の目的とどう関連づけられるべきなのか<sup>54</sup>。加えて、少年院ごとの特色ある教育課程においても、その運用には注意が必要である。新少年院法上は、少年院ごとに特色ある教育課程を実施し(31条)、移送を通じて(134条)、少年と状況に応じた教育課程の変更が可能になる(33条2項等)ことは前述の通り一定の評価ができる。しかし、一日平均収容人数だけを見ても、年々収容人数が減っている現状<sup>55</sup>や、特色を生かすための専門官の配置の限界等を考慮した場合に、施設そのものの集約化と統廃合が進んでしまうことも懸念される。そうなれば、少年が自分の生活拠点とは異なる地域での在院を余儀なくされる可能性も高まる。この場合、少年の帰っていくことが想定されうる家族や地域とのつながりを如何に維持していくのかについても考えておくことが必要となる<sup>56</sup>。

権利義務規定についても、課題が残る。権利義務関係の法的整備がなされたことにつき評価できる点は先に述べたとおりである。しかしながら、その規定ぶりが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定と近似していることには注意が必要であろう。この点、すでに「……成長発達の過程にある少年の特質を踏まえる場合、在院関係の規律方法が成人矯正と同様であってよ

54 木村・前掲注(19) 23 頁も、改正にあたっては、「……矯正教育の目的は『在院者を社会生活に適応させる』ことにとどまらず、そもそも、心身共に健康な青少年の育成を期するものであるとの趣旨を法律に明示したい」と指摘する。

55 <http://www.e-stat.go.jp/SGL/List.do.lid:0000001126321> (2014年10月23日)

56 その他、武内・前掲注(3) 190 頁は、「職員問題を視野に収めて少年矯正の独自性を法制度レベルで担保しておくことは、少年矯正を取り巻く現在の政策状況を考慮する場合、一層重要になる。一方で、少子化により少年施設在所者数は今後減少することが見込まれる。複数担任制度に見合うよう 1 施設あたり一定の職員数も確保する必要があるから、2007 年の特修短期処遇施設の集約化や本年 3 月の青森少年院閉庁に象徴される少年施設の集約化と統廃合が現実味を帯びることになる。広域収容の問題も含めて、このとき少年矯正のあり方がどのように変わりうるか、十分な注意を向けておく必要がある」とする。

いわけではなく、今度は、少年矯正の独自性をどこに見だすのかが課題になる」<sup>57</sup>との的確な指摘がある<sup>58</sup>。このような観点から、改めて、少年の最善の利益に資する権利の規定のあり方を見直す必要があろう。

最後に、提言の第3である人材の確保及び育成、並びに、第4の柱である物的基盤整備の促進についてである。要綱素案を経て新少年院法14条は、少年院の職員の研修及び訓練についての規定を置いた。この点、明文が設けられた意義は小さくないとする見解もある<sup>59</sup>。しかし、有識者会議第9回第10回を中心とし、会議全体を通じて、人材の確保と育成が少年の人権を守るための前提として必要であることが強調されてきた。また、物的基盤の整備についても、少年の権利及び職員の権利が守られる大前提として、さらには、少年に対する処遇の効果を高めていく前提としてその必要性が有識者会議で指摘されている（第11回13頁以下等）。これらの議論を受け、提言は第3及び第4の柱として、職員の体制及び物的基盤の整備の必要性を掲げたのである。確かに、これらの事項の詳細が法律に定められるべき事項であるのか、そうであるとしても、どのような形式で定めるべきかについては検討が必要であろう<sup>60</sup>。また、提言においても、職員の服務規程や研修に関する規定を少年院法の中に置くべきであるという指摘はなされていないとされる<sup>61</sup>。例えば、現在、職員の研修については、

57 武内・前掲注(3)190頁。その他、在院者の権利が刑事施設における被収容者の権利とは性質を異にすることを指摘するものとして、高内・前掲注(22)56頁以下、後藤・前掲注(18)19-20頁。

58 その他、亀山・前掲注(7)9-12頁も、要綱素案段階にて、規定ぶりが、少年院側に大きな裁量権を認める形式になっていることを指摘し、誰のための少年院なのかと疑問を投げかける。そして、「在院者の」権利義務関係を明確にすべきとした有識者提言の趣旨にも合致しないと批判している。

59 廣瀬・前掲注(6)38頁。

60 例えば、高内・前掲注(22)60頁は、その試案を示している。試案を示すに当たって、何を法文化する必要があるのかについての苦労も示されている（61頁）。亀山・前掲注(7)7頁は、職員配置の問題は手当されるべきであるが、少年院法に盛り込む内容ではなく、運営についての規則等でまかなうべきとする。

61 高内・前掲注(22)60頁。

矯正研修所の研修実施要領<sup>62</sup>に定められ、その中には、在院者に対する人権教育についても盛りこまれている。この点、すでに実施されている複数指導体制や職員研修の一層の充実は、有識者提言を受けすでに実施の努力がなされているものもあるとする指摘もある<sup>63</sup>。また、職員に対する規定を置くことが、かえって職員による適正な職務を躊躇させてしまうことも懸念されるている<sup>64</sup>。しかしながら、すでに研修制度がありながらも、不適正待遇が発生し、今回の少年院法改正の議論につながった経緯を尊重し、有識者会議を通じて新たな研修制度の必要性が指摘されてきたのではなかったか。また、とりわけ、少年に対しては、自由を奪われた少年の保護に関する国連規則85条<sup>65</sup>でも職員研修が、81条<sup>66</sup>においては専門的人材の確保が、31条<sup>67</sup>以下には物的環境整備が明確に要請されている。これらを踏まえ、新少年院法には、少なくとも、国が職員体制及び物的基盤につき整備していく責務を負っている旨記述されることもあり得たのではないだろうか<sup>68</sup>。

これまで述べてきた課題は、児童の権利委員会による第3回定期報告に対する最終見解（CRC/C/JPN/CO/3）84に示される少年矯正施設の収容者に対する暴力水準や85に示される国際人権法規の遵守に対する懸念が、具体的な形で現れているものと捉えることもでき<sup>69</sup>、今後の課題となろう。

62 <http://www5.cao.go.jp/koukyo/iken/070507/3jyouhou/2007/618/070618-6.pdf#search=%E6%B3%95%E5%8B%99%E6%95%99%E5%AE%98+%E7%A0%94%E4%BF%AE+%E5%AE%9F%E6%96%BD%E8%A6%81%E9%A0%98>（2014年10月27日）

63 岩井・前掲注(1)45頁。

64 高内・前掲注(2)61頁。ただし、当該指摘は右論文の基礎となっている少年法研究会での議論の一部である。

65 澤登・前掲注(28)219頁、236頁参照。

66 澤登・前掲注(28)218頁、235頁参照。

67 澤登・前掲注(28)209頁、228頁参照。

68 武内・前掲注(3)190頁は、「職員の問題を視野に収めて少年矯正の独自性を法制度レベルで担保しておくことは、少年矯正を取り巻く現在の政策状況を考慮する場合、一層重要」だと指摘する。高内・前掲注(2)60頁も、施設職員に対する規定が、少年院法に明示されることが望ましいとする。

69 武内・前掲注(3)190頁。

## 6. おわりに

以上、新少年院法につき限られた範囲ではあるが概観してきた。有識者会議を経て、提言により目指されたことが、新少年院法において実現した点も多く見受けられる<sup>70</sup>。もちろん、新少年院法が運用され、今回目指されたものが真に実現するためには、その前提とされてきた、職員数の増員をはじめとする職員体制の充実や物的基盤の整備等、前述した課題も残されている。提言が目指した新少年院法が、実現するのかについて今後の運用を注視していく必要がある。

何より、今回の新少年院法における大きな改正点の一つは、少年院に在院している少年の位置づけの変化<sup>71</sup> 及びそれに伴う処遇のとらえ方の変化であったように思われる<sup>72</sup>。もちろん、少年院における処遇原則は、何ら変化を伴うものではなく、これまでの運用を法的に整備しただけであるとの評価も可能であろう<sup>73</sup>。処遇の理念についても、旧少年院法 1 条ないし 4 条、少年院処遇規則 1 条及び 22 条等に謳われる理念を今後も大切にしていきたいとの意見もある<sup>74</sup>。

70 廣瀬・前掲注(6) 38 頁は「……提言で掲げられていた主要な事項・趣旨は、可及的に法文化されており、その方向を目指していると思われる条項も随所にみられ」と評価している。武内・前掲注(3) 190 頁も新少年院法の諸規定について、国際人権法規範への意識が垣間見られるほか、子ども中心の思考からすれば、少年院法が「在院」期間中の権利義務関係の規律で満足できるものではないことも示されている等の工夫が見られ、新少年院法を積極的に評価できるとする。但し、課題も残るとする。高内・前掲注(22) 86 頁は、子どもの権利条約批准国として、条約上の権利を尊重、確保していくための立法的措置を進めるという意味でも今回の少年院法の改正は意義深いとする。

71 武内・前掲注(35) 27 頁、武内・前掲注(3) 190 頁は、「子どもの中心の」精神又は思考と表現する。

72 鮎川・前掲注(3) 485 頁にあるように、2013 年刑法学会ワークショップにおける渡邊信也氏も、今回の改正の論点として、少年院法案の規定内容のあり方と少年院の処遇の方向性をあげている。また、亀山・前掲注(7) 18 頁も、少年院法で何が変わり、何を変えようとするのかと問うた時、「……少年院法は誰に向かしたものなのかという視点が確認されるべき」と指摘する。

73 前川・前掲注(2) 21 頁、上野・前掲注(33) 70 頁。

74 木村・前掲注(19) 22-23 頁では、改正に先立ち、改めるべきものがある一方で、堅持する箇所もあるとの意見が示されている。その内の一つが、旧少年院法に示される処遇理念である。

しかし、有識者会議においても、少年院に在院中であっても、少年の人権は当然認められること、そして、人権とは、本来、職員と少年という上下関係の中ではなく、人と人が対等な立場であることが意識される必要があると言及されている。もちろん、会議上、少年が自発的に少年院に来たわけではないこと等から、少年の更生のため及び規律維持のために一定の枠組みの中で少年を処遇していくことが必要であることも指摘されている。しかし、これまで、職員が少年を更生させ、そのために必要な処遇及び措置を行っていくといった上下の関係から脱却し、少年が主体となる処遇こそが、少年の人権保障につながるとの指摘もなされ、少年院での処遇のあり方が激しく議論されたこと自体に意味があったのではないかと思われる。

これらの議論に際しては、少年矯正に関する職員のみならず、当事者の声を聞くという姿勢から、元在院者へのヒアリングも積極的に行われている。さらに、少年司法運営に関する国際人権法規に言及しながら議論が進められている。これを受けた形で提言が示した基本理念及びこれらの経過を踏まえて出来上がった新たな少年院法は、少年の人権を保障し、少年の最善の利益のための処遇を展開していくための法律としての運用を目指すことができる法律になっていく可能性を秘めている。もちろん、今後、新少年院法が、いかに解釈され運用されるべきかについては、国内外の少年に関する法との関係、成人矯正との比較、少年を施設収容したうえでの教育の意義とは何か等様々な観点から、より詳細な検討を行う必要がある。これらを今後の課題としつつ、さしあたり、新少年院法の紹介としたい。